

令和8年 夏の交通安全県民運動 実施計画書

運動期間：令和8年7月 11 日(土)～7月 20 日(月)

自転車安全利用強化の日 7月 15 日(水)

飲酒運転等危険運転根絶の日 7月 17 日(金)

目的 市民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

県民運動の重点

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車と二輪車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転等危険運転の根絶

市の年間テーマ **自分自身と相手を守る交通ルールとマナーの徹底**
～人も車も自転車も～



ヘルメット着用

静岡市交通安全推進協議会

主なセレモニー等

※次に記載されている行事予定は、天候等により、開催日時・場所の変更や開催規模の縮小、行事自体が中止となる場合もございます。

区	内容	日時	場所	協力団体（予定）	雨天時
葵区	出発式 街頭啓発	7月10日(金) 7:45~8:20	<出発式> 静岡庁舎御幸通側 玄関前広場 <街頭広報> 県庁前交差点~江 川町交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡中央警察署 ・交通安全協会静岡中央地区支部 ・静岡中央地区安全運転管理協会 ・静岡市交通安全母の会 	出発式のみ実施
駿河区	出発式 街頭広報	7月10日(金) 7:30~8:10	アルペン静岡石田 店駐車場及び周辺 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡南警察署 ・交通安全協会静岡南地区支部 ・静岡南地区安全運転管理協会 ・静岡南自家用自動車協会 ・静岡南地区地域交通安全活動 推進委員協議会 ・駿河区シニアクラブ連合会 	中止
清水区	出陣式 街頭啓発	7月10日(金) 7:15~8:00	<出陣式> 杏林堂清水三保店 駐車場 <街頭啓発> 三保駒越線 白浜交差点周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・清水警察署 ・交通安全協会清水地区支部 ・清水地区安全運転管理協会 ・折戸地区連合自治会 ・三保地区連合自治会 ・静岡市交通指導員会清水支部 	中止
	街頭啓発	<蒲原地区> 7月14日(火) 7:00~7:45 <由比地区> 7月14日(火) 7:00~7:45	<蒲原地区> JR新蒲原駅前 JR蒲原駅前 <由比地区> JR由比駅 県道由比玉鉾橋 旧由比北小学校前	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲原地区交通安全会 ・蒲原地区連合自治会 ・静岡市交通指導員会蒲原支部 ・蒲原地区まちづくり推進委員会 ・清水地区安全運転管理協会 ・交通安全協会清水地区支部蒲原分会 ・蒲原小中学校PTA ・清水警察署蒲原分庁舎 ・静岡県トラック協会清庵支部 ・由比地区交通安全協会 ・由比地区連合自治会 ・静岡市交通指導員会由比支部 ・交通安全協会清水地区支部由比分会 ・ゆい母親クラブ ・NPO法人「ふれあい由比」 ・由比小学校PTA ・由比中学校PTA ほか	中止

令和8年交通事故発生状況(令和8年1月から3月まで)

	静岡市全体 (前年比)	葵区	駿河区	清水区
交通事故件数	730(△60)	267(△25)	224(△12)	239(△23)
死亡者数	7(+ 7)	3(+ 3)	2(+ 2)	2(+ 2)
高齢者事故件数	280(△42)	99(△34)	83(△ 1)	98(△ 7)
自転車事故件数	169(△12)	65(△11)	54(△ 9)	50(+ 8)
飲酒運転事故件数	1(△ 1)	0(± 0)	0(△ 1)	1(± 0)
交差点内事故件数	348(+ 3)	135(+ 6)	104(△ 3)	109(± 0)

○市全体の人身事故件数は前年比で微減傾向にあります。重大な事故を防ぐためにも、今一度、安全運転を心がけましょう。

学区・地区別無事故・無違反コンクールを実施中！

- 目的 地域の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の削減につなげる。
- 実施期間 令和8年4月1日から9月30日までの6か月間
- 評価方法 各学区（地区）を単位とし、当該学区（地区）に居住する人が事故や違反を起こした場合に減点し、世帯あたりの点数に換算。この点数を学区（地区）の評価点とし、順位を決定します。
一人ひとりが事故を起こさないよう、また遭わないよう気を付けましょう！

参考資料

運動の重点に関する主な推進事項は、静岡県交通安全対策協議会が作成した「令和8年夏の全国交通安全運動実施要綱」（3ページ以降）を御確認ください。

令和8年 夏の交通安全県民運動実施要綱



- 《実施期間》 令和8年7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間
- 《目的》 県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
 - 2 自転車と二輪車の安全利用の推進
 - 3 飲酒運転等危険運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内容
運動に先立つ広報 街頭指導の日	7月10日 (金)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
自転車安全利用 強化の日	7月15日 (水)	「自転車安全利用五則」等を活用した基本的な交通ルールの遵守と自転車乗車用ヘルメット着用に関する広報啓発を推進する。
飲酒運転等 危険運転根絶の日	7月17日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。

運動の重点に関する主な推進事項

こどもと高齢者の交通事故防止

1 こどもの交通事故防止

- (1) こどもが日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進
- (2) 発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進
- (3) 自動車運転者の歩行者保護意識の醸成など、交通安全規範向上の広報啓発活動の推進

2 高齢者の交通事故防止

(1) 高齢運転者対策

ア 高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、運転者として安全な行動の実践を促す参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発とサポカー限定免許制度についての広報啓発の推進

ウ 『高齢ドライバー事故防止のための5つの待った！！（①体調がすぐれないときの運転、②夜間や長時間の運転、③雨の日の運転、④長距離の運転、⑤不慣れな道路や高速道路の運転を控える）』を活用した「補償運転」の周知と実践に向けた広報啓発の推進

エ 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の周知

オ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報の推進

(2) 横断歩行者の安全確保

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号機に従うこと等の基本的な交通ルールや、歩きスマホの危険性の周知及び、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

イ 運転者に対する横断歩道の歩行者等優先義務及び歩行者保護意識を醸成する広報啓発活動の推進

ウ 特に道路上を運転者から見て右から左へ横断する歩行者等に注意を促す交通安全教育の推進

自転車と二輪車の安全利用の推進

1 自転車の安全利用の推進

- (1) 「自転車安全利用五則」等を活用した交通ルール遵守・マナー向上の指導と情報発信の強化
- (2) 自転車による交通事故を防止するため、交差点での安全確認、一時停止場所での確実な一時停止、速度の抑制等を促す取組の推進
- (3) 安全性の高い自転車の利用促進
- (4) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の有用性等（頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果）についての広報啓発の推進
- (5) 交通安全教育等あらゆる機会を通じたヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (6) 自転車の安全性を確保するための定期的な点検整備の促進
- (7) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
- (8) 自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進
- (9) 令和8年4月1日に施行された、自転車等の軽車両に対する交通反則通告制度の周知及び定着化
- (10) 外国人の自転車等利用者に対する、日本の交通ルール等についての周知等、外国人が当事者となる交通事故の抑止に向けた取組の推進

2 二輪車の安全利用の推進

- (1) 体で安定を保ちながら走行し、停止すれば安定性を失うなど、二輪車の特性を踏まえた安全指導の推進
- (2) 体の露出を抑えた服装の徹底やエアバッグジャケットの着用など被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活動の推進
- (3) ヘルメットの着用等基本的な交通ルールを遵守することの重要性についての広報啓発活動の推進
- (4) 行楽期における二輪車事故防止に向けた広報啓発活動の推進

3 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

- (1) 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等で、一定の要件を満たした車両）の交通ルールの

周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す広報啓発の推進

- (2) 販売事業者等と連携した購入者等に対する街頭指導及び交通安全教育
- (3) 販売事業者等に対する交通ルールの周知及び指導助言

飲酒運転等危険運転の根絶

1 飲酒運転根絶対策

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報活動等による、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者等の点呼時等におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施
- (5) 自転車運転中の「酒気帯び運転等」に対する罰則新設の周知徹底

2 妨害運転防止対策

- (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と罰則強化の周知徹底
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性和ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

3 ながら運転防止対策

スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進

実施協力機関・団体

No.	機関・団体名	No.	機関・団体名
1	静岡中央警察署交通課	28	交通安全協会清水地区支部
2	静岡南警察署交通課	29	清水地区安全運転管理協会
3	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	30	清水自家用自動車協会
4	交通安全協会静岡中央地区支部	31	静岡県自転車軽自動車商業協同組合清庵支部
5	交通安全協会静岡南地区支部	32	清水地区高等学校校外補導連絡協議会
6	静岡中央地区安全運転管理協会	33	中部個人タクシー協同組合清水支部
7	静岡南地区安全運転管理協会	34	(一社) 静岡県トラック協会清庵支部
8	静岡南自家用自動車協会	35	(社) 清水建設業協会
9	静岡県自転車軽自動車商業協同組合静岡支部	36	静岡県自動車整備振興会静岡清水支部
10	静岡市自治会連合会	37	静岡県石油業協同組合
11	静岡市校長会	38	清水農業協同組合
12	静岡市高等学校校外教育連盟	39	東海旅客鉄道(株)
13	静岡市PTA連絡協議会	40	静岡県タクシー協会清水支部
14	静岡市子ども会連合会	41	(株) 静鉄自動車学校
15	(社) 静岡市老人クラブ連合会	42	(株) スルガ自動車学校
16	静岡県タクシー協会静岡支部	43	清水二輪車安全運転推進クラブ
17	(一社) 静岡県トラック協会静岡支部	44	静岡市清水地域連合交通安全推進本部長会
18	静岡市二輪車普及安全協会	45	明るい社会づくり運動静岡地区協議会
19	しずてつジャストライン(株)	46	(株) 静岡トヨタ自動車
20	静岡鉄道株式会社 鉄道部	47	日本平久能山観光協会
21	静岡市交通指導員会	48	東京海上日動火災保険株式会社静岡中央支社
22	静岡市飲酒運転追放協議会	49	静岡スバル自動車株式会社
23	静岡市交通安全母の会		
24	学区(地区)交通安全会		
25	静岡県損害保険代理業協会静岡支部		
26	静岡県自動車整備振興会静岡葵支部		
27	清水警察署交通課		

【問い合わせ先】

静岡市	
観光文化・市民局 生活安全安心課	電話：054-221-1058
防犯・交通安全係	FAX：054-221-1291
静岡中央警察署 交通課	電話：054-250-0110
静岡南警察署 交通課	電話：054-288-0110
清水警察署 交通課	電話：054-366-0110